

ふじみ野市議会災害対策指針

【策定の背景】

議会は、条例や予算等の審議・議決をして、ふじみ野市の将来を決定する議決機関であり、執行機関の事務執行が適正に行われているか監視する機関である。

他方、東日本大震災や平成29年台風第21号による浸水被害等を教訓に、災害時にあっては、これらの本来の機能とは別に、執行部と連携し、的確な被災状況の把握や市への情報提供、地域への情報伝達等を行い、市民の生命、身体、財産の保護につなげていく役割を果たすことが求められている。

よって、本市議会は、災害時における議会及び議員のとるべき対応等を明らかにするため、次のとおり災害対策指針を定める。

【1】基本方針

- 1 議会は、市民の生命、身体、財産の保護を第一に、執行部とともに災害対応に全力を尽くし、応急活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行うこと。
- 2 議会は、国、県、関係公共機関等に適宜適切な要望活動を行い、一日でも早い復旧・復興への取組を後押しすること。ただし、災害初期においては、ふじみ野市災害対策本部（以下「市本部」という。）ができる限り災害対応に専念できるよう、議員から執行部への要望等は、ふじみ野市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）で諮り、議長を通じて行うものとする。
- 3 議会は、近隣の地方公共団体の議会と積極的に連携をすること。
- 4 議長は、大規模災害が発生するおそれ又は発生した場合、災害対策会議を速やかに設置し、市本部との情報共有を行い、議会における災害対応を統括する。
- 5 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急活動に当たり、共助の取組が円滑に行われるよう努める。

【2】災害が発生するおそれ又は発生した際の対応（初動期：災害発生時から概ね24時間が経過するまで）

- 1 議会の対応
 - (1) 議長又は委員長は、本会議又は委員会開会中に災害が発生したときは、必要に応じて会議を休憩、又は散会するとともに、傍聴者等の安全確保を最優先とし、避難誘導その他安全確保のための対応を行う。
 - (2) 議長は、市の被災状況や対応状況を速やかに確認をする。
 - (3) 議長は、上記の確認を踏まえ、災害対策会議を設置し、情報の共有や初動の対応、積極的な情報収集等に努める。
 - (4) 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長が議長の職務を代理する。

- (5) 議長及び副議長とともに事故があるときは、会派代表者会議によって代理執行者を定め、議長の職務を代理させる。

2 議員の対応

- (1) 議員は、災害が発生したときは、速やかに自身の安全の確保を行い、その上で被災者がいる場合には可能な限り協力を行う。
- (2) 議員は、自らの所在、安否を災害対策会議又は議会事務局に報告し、相互連絡体制を確保する。
- (3) 議員は、地域における被災状況の確認や情報収集に努め、状況に応じて災害対策会議に情報を提供する。

【3】災害復旧時の議会の対応（初動期経過後）

1 議会の対応

- (1) 議長は、災害対策会議を通じて、被災の状況や復旧状況等の情報を収集及び整理し、市本部へ必要な情報を提供し情報共有を行う。
- (2) 議長は、市本部から災害状況、対応状況等の情報の提供を受け、その情報を速やかに議員に対し提供する。
- (3) 議長は、災害対策会議を通じて、緊急対応が必要な事項について、市本部長との連絡調整を必要に応じて行う。
- (4) 議長は、国、県、関係機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。また、広域的な視野に立ち、関係自治体の議会と十分な連携を図る。
- (5) 議長は、発災1週間後以降、必要に応じて議員全員協議会を招集し、災害対策に関する対応を協議することができる。
- (6) 議長は、当該指針を踏まえ、必要な対応を行う。

2 議員の対応

- (1) 議員は、災害対策会議から受ける報告及び情報を適切に扱い、地域への情報伝達及び情報発信をするよう努める。
- (2) 議員は、地域における被災状況や緊急対応を要する事項等の情報収集に努め、必要に応じて災害対策会議に情報を提供するとともに、地域の一員として地域での被災者支援や避難所支援等の取組が円滑に行われるよう協力する。

【4】その他

- 1 議会は、災害時に当該指針を有効な形で機能させ、迅速な対応につなげるために必要な防災訓練を定期的実施するよう努める。
- 2 当該指針に改変が必要な場合は、議長が発議する。
- 3 その他当該指針に必要な事項は、議長が別に定める。